

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則（平成3年瀬戸市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(優良な宅地の認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく認定（以下「優良宅地認定」という。）を受けようとする者は、宅地の造成工事が完了した後に優良宅地認定申請書（第1号様式）を市長に提</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ、第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号並びに第68条の6第3項第5号イ、第6号及び第7号の規定に基づく認定事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(優良な宅地の認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の6第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づ</p>

出しなければならない。

2から6まで <省略>

(優良な住宅の認定申請の手続)

第7条 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく認定(以下「優良住宅認定」という。)を受けようとする者は、住宅を新築した後に優良住宅認定申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進行している場合においては、工事完了前においても行うことができる。

2 <省略>

(優良住宅認定申請の手続の特例)

第8条 住宅の新築の工事着手後かつ工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた者で、新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号を記載して市長に提出しなければならない。

2 <省略>

後に優良宅地認定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2から6まで <省略>

(優良な住宅の認定申請の手続)

第7条 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく認定(以下「優良住宅認定」という。)を受けようとする者は、住宅を新築した後に優良住宅認定申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進行している場合においては、工事完了前においても行うことができる。

2 <省略>

(優良住宅認定申請の手続の特例)

第8条 住宅の新築の工事着手後かつ工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた者で、新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号を記載して市長に提出しなければならない。

2 <省略>

第1号様式及び第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

優良宅地認定申請書	
年 月 日	
<p>(宛先) 瀬戸市長</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ 第28条の4第3項第7号イ 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 第63条第3項第5号イ 第63条第3項第7号イ</p> <p style="text-align: right;">の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与</p> <p>する旨の認定をしてください。</p>	
造 成 宅 地 の 概 要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
	2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
	3 宅地造成区域の面積
	4 宅 地 の 用 途
	5 工事着手年月日
	6 工事完了年月日
	7 その他必要な事項
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 認 定 番 号	年 月 日 第 号
※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

備考

第3号様式 (第4条関係)

証 明 書

第 年 月 日 号

瀬戸市長



次の宅地の造成は、租税特別措置法

第28条の4第3項第5号イ
第28条の4第3項第7号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ
第63条第3項第7号イ

に規定する優良な宅地

の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

- 1 証明番号 年 月 日 第 号
- 2 宅地造成区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 証明を受けた者の住所及び氏名

備考

第4号様式（第7条、第8条関係）

優良住宅認定申請書				
			年 月 日	
(宛先) 瀬戸市長		住所 申請者 氏 名		
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第63条第3項第7号ロ	の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与		
する旨の認定をしてください。				
住宅新築事業の概要	1 所在地及び名称			
	2 戸 数	戸		
	3 床面積の合計	平方メートル		
	4 居住の用に供する部分の床面積の合計	平方メートル		
	5 居住の用に供する部分以外の床面積の合計	平方メートル		
	6 敷地面積	平方メートル		
	7 構造種別	(1) 耐火構造	(2) 準耐火構造	(3) その他の構造
	8 建築費(単価)	3.3 万円/平方 メートル	3.3 万円/平方 メートル	3.3 万円/平方 メートル
	9 都市計画区域の名称			
	10 中高層耐火共同住宅の階数			
摘 要				
※ 受付番号	年 月 日 第 号			
※ 認定番号	年 月 日 第 号			
※ 受付欄	※ 備 考 欄			

備考

第5号様式 (第10条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">認 定 済 証</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>第 年 月 日</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>瀬戸市長</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;"> 次の住宅の新築は、租税特別措置法 第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号ロ 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第63条第3項第7号ロ に規定する優良な住宅 </p> <p style="margin-top: 10px;">の供給に寄与するものとして認定したことを証する。</p>	
1 認 定 番 号	年 月 日 第 号
2 新築住宅の所在地及び名称	
3 新築住宅の敷地の地番	
4 新築住宅の床面積の合計及び戸数	平方メートル 戸
5 認定を受けた者の住所及び氏名	
6 備 考	

備考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

- (1) 改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則

(以下「旧規則」という。)第2条の規定による認定の申請であって、この規則の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないもの

- (2) 旧規則第7条の規定による認定の申請であって、この規則の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないもの

際、認定をするかどうかの処分がされていないもの

- (3) 旧規則第8条の規定による認定の申請であって、この規則の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないもの

際、認定をするかどうかの処分がされていないもの

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第1号様式及び第4号様式によりされた申請並びに同規則第3号様式及び第5号様式によりされた証明は、改正後の租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則に規定する相当様式によりされた申請及び証明とみなす。